



— 主な内容 —

- ・国体の競技会運営ボランティアを募集
 新型インフルエンザ予防接種……………2
 - ・町立幼稚園児を募集……………3
 - ・財政事情……………特集
 - ・まちの出来事……………9・10
- ※問=問合せ先 申=申込み先

●発行/大網白里町 ●編集/秘書広報課 ●毎月1日発行 〒299-3292 千葉県山武郡大網白里町大網115番地の2 総合案内電話 ☎0475(70)0300(総務課)



これからの季節は

火災に注意!



秋の全国火災予防運動

11月9日(月)から15日(日)までの1週間、秋の全国火災予防運動が実施されます。この運動は、これから火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、皆さんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することで尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

この機会にもう一度、身の回りを確認し、火の取り扱いや始末を徹底しましょう。また、特に暖房器具や台所のコンロ、たばこ(ライター)などの火の取り扱いには、十分に注意し、一人一人が火災の予防に心掛きましょう。

●ご存じでしたか? 119番の日

11月9日は、消防に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立を図ることを目的として設けられた記念日「119番の日」です。秋の全国火

●住宅防火命を守る 7つのポイント

- ①寝たばこは絶対に止める
- ②ストーブは燃えやすいものから離して使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す(4つの対策)
- ①逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具・衣類・カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために住宅用火災警報器などを設置する
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

●住宅用火災警報器を設置していますか

すべての新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。この警報器設置は、住宅火災での死者の発生防止を目的としたもので、寝室・階段・台所などに設置することで、火災の発生を早期に知り、早い避難を促すものです。また設置されていないご家庭は、早急に設置ください。

●消火器には使用期限があります

消火器本体には、安心して使える期間や期限が表示されています。消火器も時間がたてば劣化します。いざというときに本来の役目が果たせるよう確認しておきましょう。

また、併せて傷やさび、変形などがないかも点検しておきましょう。 ※消火器を処分する場合は、販売店か製造元にご相談ください

古い消火器や変形した消火器等の使用は危険です



問 総務課消防防災班 ☎(70)0303

11月8日に防災訓練を実施

増穂地区区長会では自主防災活動として、総合防災訓練を実施します。

大震災が発生し、甚大な被害が発生した状況を想定して地区ごとに町運動広場の避難訓練を行います。その後、消防署・警察署・自衛隊など関係機関の協力のもと、防災コ

ンクール、給食訓練など楽しみながら防災知識・技術を深めます。 万が一に備え、皆さん参加ください。 ▼日時 11月8日(日)9時~12時 ▼会場 町運動広場 ※雨天の場合は増穂中学校体育館で防災コンクールのみ実施

一人一人が火の取り扱いに注意しましょう

全国統一防火標語 「消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子」

町防災行政無線へのご理解を

ていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〈放送の種類 放送基準〉

- 災害情報(緊急放送)
 - ①災害発生時の恐れのある場合の予報・警報、災害情報
 - ・大雨、洪水、暴風警報などの気象情報が発表された場合
 - ・大津波警報や津波警報、津波注意報が発表された場合
 - ・町で震度4以上の地震発生、または地震による被害が予想される場合
 - ・火災が発生した場合(発生場所により放送区域が異なります)
- ②人命の保護、その他特に緊急重要な事項
 - ・行方不明者、身元不明者が発生した場合
 - ・行方不明者の保護、身元不明者が判明した場合
 - 行政情報(定時放送)
 - ・協力のお願(献血、交通安全運動、子どもの見守り活動など)
 - ・各種の行事や相談窓口の案内など

問 総務課消防防災班 ☎(70)0303

訓練内容

予定時間	訓練内容
9時	避難訓練(避難完了)
9時30分~12時	防災コンクール(バケツ消火訓練、消火器消火訓練、救助訓練、応急手当訓練、担架搬送訓練)
10時~12時	給食訓練(焼きそば、カレーライス、うどん・そばなど各地区で出店)
10時~11時30分	給食訓練(自衛隊の豚汁) 消防車の展示・乗車体験

問 増穂地区区長会長/窪田 ☎(72)7937